

議会運営委員会 R 8 . 3 . 1 3 (金)

開 会 9 : 5 9
散 会 1 0 : 0 7

1. 追加議案（乙第38号議案）の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、本日の本会議の委員長報告後に上程、提出者説明を行い、3月16日に、質疑、委員会付託、討論、採決を行うこととし、提出者説明は省略、質疑者は質疑を希望する議員、発言通告書の提出期限は本日の午後3時、質疑者が複数の場合の質疑順序は通告順、委員会付託は省略することが申し合わされた。

2. 委員長報告の順序について

- 「総務」「文教厚生」「農林水産商工」「地域交流・県土整備」の各常任委員会、「佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会」「新幹線・地域交通問題対策等特別委員会」「高等教育機関問題対策等特別委員会」の各特別委員会の順と申し合わされた。

3. 意見書案の調整状況について

- 富田幸樹委員が調整中と報告された。

4. 佐賀県議会会議規則の一部改正について

(1) 改正規則（案）について

- 理事会における申し合わせのとおり、資料1の規則案のとおり改正することが申し合わされた。

(2) 改正規則（案）の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、議会運営委員会の委員が提出者となり、最終日の本会議に上程し、その際の提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、採決することが申し合わされた。

5. 議案等について

(1) 議事日程の変更について

- 理事会における申し合わせのとおり、資料2のとおり変更し、本日の本会議冒頭に議事日程変更のための議決を行うことが確認された。

(2) 議案修正の有無について

- 各会派修正なしと報告された。

(3) 議案の討論の有無について

- 自由民主党、自由民主党ネクストさが及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は日本共産党が討論ありと報告された。

6. 本日（3月13日）の会議の順序について

- 事務局から、資料3のとおり説明された。

7. 次回議会運営委員会等の開催日時について

- 最終日（3月16日）の議会運営委員会の開催時刻は午前10時、本会議の開議時刻は午前11時目途と申し合わされた。

8. その他

- 本日の本会議の開議時刻は、3月6日の議会運営委員会で、午前11時目途と決まっている旨が確認された。

9. 執行部発言の有~~無~~

議第 号議案

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県議会会議規則（昭和32年佐賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> | <p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

議員を志す方や議員活動と子育てを両立する議員の議会環境を整備するため、佐賀県議会会議規則の一部を改正する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

令和 年 月 日 提出

提出者 別紙

令和8年2月定例会 会期及び日程（変更案）

| 日次 | 月 日 | 曜日 | 議 事 日 程 | |
|----|--------|----|--|-----------------|
| | | | 変更後 | 変更前 |
| 29 | 3月 13日 | 金 | 委員長報告、 議案上程、提出者説明 (乙第38号議案) | 委員長報告 |
| 30 | 3月 14日 | 土 | 休会 | 休会 |
| 31 | 3月 15日 | 日 | 休会 | 休会 |
| 32 | 3月 16日 | 月 | 議案に対する質疑、 委員会付託、常任委員会、 委員長報告、 (乙第38号議案) 討論、採決、閉会 | 討論、採決、閉会 |

本日（3月13日）の会議の順序（案）

1 開 議

2 議事日程変更

3 委員長報告

4 乙第38号 県税条例等の一部を改正する条例（案）

（1）上 程

（2）提出者説明

5 散 会